

コンサルティングエンジニア連盟規約

(名称)

第1条 本会は、コンサルティングエンジニア連盟と称する（略称 CEA、以下「本連盟」という）。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を東京都に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、次世代に向けた安全・安心な社会資本の整備・改善、コンサルティングエンジニアの社会的地位の向上を目指して、政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会の開催
- (2) 関係方面への広報活動
- (3) 政治資金規正法に準拠した政治活動
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本連盟は、その活動を全国的に展開するため、役員会の決議により支部を設けることができる。

(会員)

第6条 本連盟は、第3条の目的に賛同し、入会登録した個人をもって会員とする。

(準会員)

第7条 第7条 本連盟は、第3条の目的に賛同し、入会登録した個人の準会員をおくことができる。

- 2 準会員は40歳未満の希望する人を対象とする。
- 3 準会員の会費は特にこれを必要としない。

(会費)

第8条 会員は、1口5000円以上の年会費を納入しなければならない。

(総会)

第9条 当連盟の通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集する。

- 2 総会は連盟会長が招集する。
- 3 総会の議長は、連盟会長がこれにあたる。
- 4 総会の決議は、出席した会員の過半数をもってこれを行う。
- 5 常任幹事の辞任による常任幹事選任の必要がある場合など、必要に応じて臨時総会を開催することができる。招集、議長、決議などは本条2から4による。

(役員)

第10条 本連盟は次の役員を置く。

- (1) 常任幹事 10名以上20名以内
- (2) 幹事 若干名
- (3) 監査役 2名
- 2 常任幹事のうち1名を会長とし、会長以外の常任幹事から幹事長1名、会計責任者1名、会計担当者（会計責任者職務代行者）1名を置く。また、必要に応じて若干名の副会長、副幹事長を置くことができる。
- 3 各支部には常任幹事の中から支部長を置く。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 幹事長は、会長及び副会長を補佐し、会務を執行する。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- (5) 会計責任者は、政治資金規正法に基づく会計業務を総理する。
- (6) 会計担当者は、会計責任者を補佐し、会計業務を執行する。
- (7) 支部長は、支部会務を総理する。
- (8) 本部ならびに支部担当の幹事は、本部、支部それぞれの会務を分掌する。
- (9) 監査役は、会計及び業務執行の状況を監査する。

(役員を選任)

第12条 常任幹事および監査役は、会員の中から、総会に出席した会員の過半数の議決により選任する。

2 会長、幹事長、会計責任者、会計担当者及びその他の役職者は、役員会の決議によって選任する。

3 本部幹事については会長、支部幹事については支部長が選任する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員辞任・解任)

第14条 任期中において役員が健康上の理由等、何らかの理由により辞任を申し出た場合で、新たな常任幹事の選出が必要な場合には臨時総会を開催し、新たな常任幹事を選任する。

2 会長等の役員は、臨時総会後の役員会の決議によって選任する。

3 役員が次のいずれかに該当するときは、年次総会において、出席会員の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったと認められるとき

(役員会の構成)

第15条 役員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、支部長、会計責任者、会計担当者、本部幹事および監査役によって構成する。

(役員会の招集)

第16条 役員会は、会長が招集する。

(役員会の職務)

第17条 役員会は、次の職務を行う

(1) 活動方針

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び決算

(4) 規約の改定

(5) その他会務に関する重要事項の決定

2 役員会の議長は、会長又は会長の指名したものがこれに当たる。

(顧問)

第18条 本部ならびに支部は顧問をおくことができる。

2 本部の顧問については会長、支部の顧問については支部長がこれを委嘱する。

3 本部顧問は、役員会に出席することができる。

(経費)

第19条 本連盟の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって支弁する。

(予算及び決算)

第20条 毎会計年度の予算及び決算は、年次総会において、出席した会員の過半数の承認をえなければならない。

(事業及び会計年度)

第21条 本連盟の事業及び会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

附則

この規約の改廃については、第15条に定める役員会の議を経て行うものとする。

平成13年7月15日制定

平成22年6月7日改訂

平成30年9月25日改訂

令和元年5月15日改訂

令和3年2月2日改訂

令和3年9月29日改訂

令和4年4月15日改訂